

第 4 1 回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2007年10月9日(火) 10:30～11:50

2. 場 所 中央合同庁舎4号館6階共用643会議室

3. 出席者 原子力委員会

近藤委員長、田中委員長代理、広瀬委員、伊藤委員

外務省 不拡散・科学原子力課

柳井課長補佐

内閣府

西川審議官、黒木参事官、大塚主査

4. 議 題

(1) 第51回IAEA総会について

(2) 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉の設置変更(原子炉施設の変更)について(答申)

(3) 平成20年度原子力関係経費の見積りについて

(4) 近藤原子力委員会委員長の海外出張報告について

(5) その他

5. 配付資料

(1) 国際原子力機関 (I A E A) 第 5 1 回総会の結果概要

(2 - 1) 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉の設置変更(原子炉施設の変更)について(答申)(案)

(2 - 2) 日本原子力発電株式会社 東海第二発電所原子炉設置変更許可申請(原子炉施設の変更)の概要について

(3) 平成20年度原子力関係経費の見積りについて(案)

(4) 近藤原子力委員会委員長の海外出張報告

(5) 「市民参加懇談会in横浜」参加者募集について

6. 審議事項

(近藤委員長) では、第41回の原子力委員会定例会議を始めさせていただきます。

本日の議題は、1つが第51回 IAEA 総会について。2つが日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉の設置変更について、3つ目が平成20年度原子力関係経費の見積りについて、4つが私の海外出張報告について、5つがその他となっています。よろしくお願いいたします。

それでは、最初に、第51回 IAEA 総会について、事務局、よろしくお願いいたします。

(1) 第51回 IAEA 総会について

(黒木参事官) それでは、最初の案件でございますが、IAEA 総会につきましては、先般中川大臣の基調報告と関連事項について報告しましたが、総会がどのような活動を行ったのかについても、原子力委員会及び原子力委員会を通じて原子力関係者が情報共有を行ったほうがいいだろうということで、外務省にお願いしたところ、本日は、不拡散・科学原子力課の柳井課長補佐が御説明いただけるということで、よろしくお願いいたします。

(柳井補佐) おはようございます。外務省不拡散・科学原子力課の柳井と申します。先月の9月17日から21日までウィーンで開催された IAEA 総会に出張しましたので、簡単に御報告させていただきます。

総会では、初日から数日間、本会合において各国政府代表の一般演説が行われ、それと同時並行的に別途全体会合というのがございまして、こちらは非公開ですが、主要な決議案の審議、議論が行われました。

また、総会期間中、特別イベントということで、今年は大きなものとしては「サイエンス・フォーラム」が開催され、さらに、NGOや関連団体による展示やミーティングなど様々な活動がこの5日間ウィーンの本部で開催されました。

今日は簡単に、採択された決議案のうち主要なものについて簡単に御紹介させていただきたいと思います。

決議案はお手元に一覧表があるかと思いますが、かなりの数が総会に上がります。中には、ルーティン的なもの、例えば新規加盟国の承認、予算関連の決議などは、総会の承認を必要とするということでほぼ形式的に上がってきます。また、中には実質事項に関する重要な決議案がございまして、こちらのほうは全体委員会のほうで審議をされて、それで最

最終的に総会に上がっていきます。そのタイミングは例年、最終日、即ち金曜日のタイミングで本会合に上がり、そこで最終的に採択されるというような形で全体が動いていきます。

お手元の結果概要のほうに主要な実質事項に対する決議案がいくつか入っていると思います。これらの決議案について簡単に紹介をさせていただきます。

北朝鮮に関する決議案、これは「I A E Aと北朝鮮との間のN P T保障措置協定の実施に関するI A E A総会決議」というものでございまして、これは日本を含む8か国、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、韓国、イギリス、米国が提案国になりました。この決議案は非常に重要な決議で、かなり事前の段階からコア・グループと呼ばれる提案国の集まりで案文を練っていきます。その後、主要国、関心国等とで調整をしながら、最終的には今回は53か国が共同提案国に加わり、最終的にはコンセンサスで採択されたものです。

内容的には昨年10月9日、北朝鮮が地下核実験実施を発表しましたが、その後初めて開かれる総会ということで、日本として、外務省としてもけじめのある対応が必要と考えました。昨今六者会合での前向きな進展がございましたので、それを支持する観点などももちろん含まれますけれども、やはりここはきっちりと我が国として北朝鮮による核実験に対する深い懸念、それから引き続き安保理決議1718号を実施していくことが重要であるという点を盛り込むべくかなり長い間にわたりまして関係国と調整を行ってきまして、この2点については強い文言を入れ込むことができました。

そして、それに加えて六者プロセスへの支持、北朝鮮の核放棄に向けた期待等についても言及されました。この決議は、53か国の共同提案国に加わり、コンセンサスで採択されました。

次は中東決議が入っております。こちらは内容的に問題があるという決議案ではないのですが、そのハンドリングがなかなか難しい政治的な決議案になっておりまして。ハンドリングの難しさというのは同時にいつも出されております「イスラエルの核能力及び脅威」という、これは実は昨年は決議案という形で出されまして、どちらかというところの「中東におけるI A E A保障措置の適用」という決議案とパッケージというような位置付けになってしまっております。それで内容的には問題のない決議案ではありますが、その取り扱いがかなり政治的になって難しいということで例年苦労している決議案になっております。

こちらのほうは内容的にはいわゆる中東非核地帯の実現に向けた措置を採るようすべての関係国に求めるとともに、関係国に対してN P Tを含む国際的な不拡散体制の遵守を懇願するという内容の決議案になっております。これは一昨年まではコンセンサスでずっと採択

されておりました。というのはこの「イスラエルについての核能力及び脅威」というこちらの議題について決議案という形ではなくて、これについては議題に含めて議論をしましょうということで、そのかわり中東のほうはこれまでコンセンサスで採択されてきたという経緯がございました。

他方、非常に残念ながら、昨年いわゆるパッケージ合意といいますか、これが破られることになりまして、これは恐らく中東情勢全体を反映した動きというふうについていいのかなと思います。昨年はこの「中東における I A E A 保障措置の適用」の決議案が投票に付される形になりまして、それで今年も昨年に引き続きこちらの決議は投票に付されました。内容的には特段問題のない決議案ということで、日本としても中東非核化地帯の実現に向けた措置を重要と考えており、N P T を含む不拡散体制の遵守も非常に重要ということで、我が国としては賛成票を投じました。

棄権票が今回はかなり増えました。E U を含む諸国は、イスラエルの核能力といった特定の国を名指しするような議題の扱いとの関連もあり、棄権票を投じたと思われま

す。イスラエルのほうは決議案としては提出されませんでした。一応こちらのほうには書かせていただきました。こちらは議題に入っていたので、この議題のもとで、主には中東諸国ですけれども、各国の考えを述べたということで終わりました。

次に、保障措置の強化、こちらは日本が非常に重要視している決議でございまして、これも総会が始まるかなり前から関心国が集まり、中身について議論をして、いいものを作っていくということ、日本が一番注意したのは、保障措置の強化について書かれる決議ですので、内容が前年度のものに比べて弱められないようにして中身のほうを詰めていくような作業を行いました。

内容的にはいい決議でして、包括的保障措置協定、そしてその追加議定書を締結していない国に対して可及的速やかに署名・締結を行うように求めるということの内容とする決議です。こちらのほうは例年実は分割投票というのが行われます。中身のほうに包括的保障措置の締結をすべての国に求めるというパラが入っているところについて例年、インド、パキスタン、イスラエルの3か国が棄権をするという形で、この部分について投票が、分割投票というものが行われます。当然日本を始めとするコア国を含む賛成多数によって全体としてもこれは支持され、採択されるという決議案でございます。

実は昨年は全体がコンセンサスで採択されましたが、今年は実は一部の国がこの保障措置の決議案の中に核軍縮を含む軍縮の概念を持ち込もうとしまして、それでかなり直前まで文

言交渉のほうで難航いたしました。それで最終的にある国が全体についての投票に付して欲しいということになり、それで、反対はなかったんですけども、最終的に全体のほうは賛成が80、反対はゼロで、一部の国が棄権するというような形になりました。非常に残念ではありますが、まさにこれも現在の国際情勢を反映した扱いになっているということが言えると思います。

残りの決議案、「核セキュリティ」、「原子力安全」、「原子力技術」、「技術協力」のうち、「原子力技術」については、非発電分野、それから原子力発電の分野と2つに分かれております。それから、「技術協力」、こちらのほうは例年と同じく、内容的には新たな1年間の動きをアップデートするような形で作られまして、それで余り大きな議論もなくこちらのほうはすべてについてコンセンサス採択されました。

「核セキュリティ」については本年の核テロ防止条約の発効に満足の色が表明されました。それから、その条約の早期締結を要請するというようなことを内容とする決議案となりました。

「原子力安全」につきましては、これもしっかりした、いい決議だと思えますが、原子力、放射線、輸送の安全、廃棄物の処理に関する国際協力の強化というものをうたった決議です。今年につきましては我が国による柏崎刈羽原発へのIAEA調査団を受け入れたということに対する評価、それとそれを踏まえた形で加盟国間においてこのような経験の共有を進めていきたいと思いますという、そういった内容も盛り込まれたものとなりました。

「原子力技術」に関しましては、非発電分野のほうはがんの治療であるとか、ツェツェ蠅撲滅、水資源の利用の促進というような内容を含む決議案が入っておりまして、こちらのほうも大きな問題はなく、飲料水の経済的生産分野における中小型炉の利用の促進と併せコンセンサスで採択されました。

原子力発電分野のほうは、原発導入に際しての3Sといわれる核不拡散、安全、核セキュリティの確保の重要性、それから原子力発電の国際協力におけるIAEAの役割、中小型炉開発及び革新的原子力技術開発の促進におけるIAEAの活動の重要性、こういったことに言及した決議が採択されております。こちらのほうは例年なんですけれども、若干原発反対国と、それからG77との間で、若干の対立が毎回起こるんですけども、最終的には両者が妥協できる文言で解決してコンセンサスで採択されております。

「技術協力」のほう、こちらは日本は主要拠出国として貢献をしていますので、その観点から特に拠出関係ですね、技術協力基金の完全かつ遅滞なく拠出するというのを拠出国の

みならず、すべての加盟国に対して求めるというところに重点を置くとともに、すべての加盟国が技術協力活動の向上及び資金供与の責任を共有しているんだということを強調する内容となっています。こちらも我が国として重視しており、今回そんなに難しい文言交渉があったわけではありませんが、一応我が国が主張するポイントはきちっと入るようまとめました。

以上、実質的な内容のある決議案について説明させていただきました。

最後に、簡単にサイエンス・フォーラムについて触れさせていただきたいと思います。私自身は総会の全体会合の決議案のほうをフォローしており、2日間にわたって行われたサイエンス・フォーラムのほうには出席はできませんでしたが、最終日に議長を務められたオーストラリアのエヴァンス元外務大臣が行った総会への報告を簡単に御紹介させていただきます。今回で10回目のサイエンスフォーラムということになりまして、今年のテーマは向こう25年間を見据えまして、それで世界において原子力の在り方がどういうふうに展開していくのか、そこにおけるIAEAの役割はどういったものが要求されるのか、求められていくのかということにフォーカスして、2日間にわたって、およそ250人の専門家が参加をされて、そして25のプレゼンテーションが行われました。

4分野にわたって今後IAEAとして貢献していくべき役割というのが特定されました。その1つは、世界のエネルギー需要にあった原子力の将来ということで。例えばコスト面からとか技術面においてより原子力が入手可能なものになるためにIAEAとしてどういう役割を果たしていけるか。それから2番目の分野としては、食物、農業、健康、こういった分野における原子力技術、こういったものをより利用可能とするためにIAEAがどういう役割を果たしていけるか。そして3番目として、安全・セキュリティの問題への対応。そして最後に、核不拡散への対応といった4分野においてIAEAとしてどういう役割を果たしていけるかということについてなかなかいい議論が行われたということです。

この4つ目の保障措置と検証を通じた不拡散ということに関しましては、日本からは阿部信泰スイス大使、以前国連の軍縮局長をされていた大使ですが、国際的不拡散レジーム：NPTの将来というテーマでプレゼンテーションをされまして、現在NPTが直面している様々なチャレンジ、こういったものを説明した上で、今後IAEAとして何ができるか。中には例えばNSGとかPSIなどにおけるIAEAとの協力の可能性とか、それからNPTができた当時は考えられなかったようなテロリストの問題、それから地下ネットワークを通じた核技術の拡散の問題、それから追加議定書の普遍化の重要性、IAEAと例えばCTB

Tとの協力の可能性といったような様々なかなり包括的な広い視点からNPTの将来というテーマで阿部大使がプレゼンテーションされました。

簡単でございますが、以上、説明させていただきました。

(近藤委員長) どうもありがとうございました。

それでは、御質問なり御意見なりございましたらどうぞ。

(広瀬委員) 今年の中東のところなんですが、昨年からイスラエルの部分が切り離されたということですが、それはどういう理由でそういうことになったのでしょうか。

(柳井補佐) こちらのほうは昨年と違いますか以前から中東決議とパッケージにする形で中東諸国がイスラエルについてもそういう核の脅威というのを議題に含めて議論していこうということをおっしゃってございまして。それで、毎年この議題にイスラエルの核能力と脅威というのが含まれました。それで、これまではただ議論するだけで終わっていたんですけども、昨年はそれまでの中東情勢の動き等を踏まえまして、一部の中東の国がこちらについても決議案を出そうということをおっしゃったところから、中東のほうの決議案とのそれまでの微妙なバランスが崩れる形になってしまい、去年は決議案が提出されました。他方その決議案については投票しないという、ノーアクションモーションという、投票しないことについて投票をするという手続きを踏まえて、結果的に投票に至らなかったという経緯がございます。

それを踏まえて、恐らく今年の中東諸国としては、全く議論されない、あるいは提出をしても投票に至らないような決議案を出すよりは、議題に含めたまま、議論をした方が良いと考え、恐らくはそれを狙って、今年も決議案を出すということに至らなかったのではないかなと私は考えます。

(近藤委員長) 他に。

核セキュリティの決議で私が心配したのは、日本のコントリビューション、財政的な意味でのコントリビューションがちょっと大国にふさわしくない水準にあるということをいろいろな筋から言われてまして、そんなことがプレアップされるかと思っていたんですが、その辺はどうでしたか。

(柳井補佐) そのことがプレアップされることはございませんでした。他方、国内的には主管課のほうで、ぜひ関係省庁に何らかの御支援いただきまして、何とか十分な財政支援を行っていきけるようにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(近藤委員長) どうも日本は、核テロに対するセンシティブィティが、割と穏やかな国民性もあって高くないようですけども。最近には特にヨーロッパも非常に強く問題意識を持ってい

る、つまり、アメリカのみならずという世界情勢と思います。そういう認識を少し我々は持つべきではないかなと。どうもアメリカとヨーロッパに何考えているといわれそうで、非常に辛い。国内でももう少し注意を喚起していくべきと思っています。

それからこれは細かいことで申し訳ないんですが、5番のIAEA調査団受入れを推賞、こういう字を私は初めて見たように思うんですけども、これはこういう漢字、熟語があるんですか。これはどういうふうに解釈するんですか。これは褒め称える意味なんですか。

(柳井補佐) そうですね、最初は賞賛という言葉を使っていたんですけども、内閣府さんのほうから推賞では如何かとアドバイスを頂きましたので使わせていただきました。

(近藤委員長) こちら側からのアドバイスですか。分かりました。

後半が非常に重要ですよ。この経験共有を奨励するということを書いていただいて、大臣もまたあえてそのことを主張したというか述べたところでありますけれども、平仄があっ
ていて良かったと思います。

(近藤委員長) どうぞ。

(伊藤委員) 保障措置の強化のところで、例の包括的保障措置、これの締結をすべての国に求める部分が分割投票になったと、まさに今の国際情勢、核不拡散で国際情勢がみごとに反映されている現状だと思うんですが。いずれにしましてもNPTは既にほころびているなんていう議論も現実にあるわけですが。平和利用、核軍縮、そして核不拡散、この3つのバーゲンがなかなか上手くいかないという中で、しかし一方でそんなこと言っただって普遍的に全部をみんなの国が賛成し、しかも普遍的に有効な方策なんてなかなか無いじゃないかというのも現実で。

そういう中で、やはりIAEAとしては国際協調の中でできることをみんなでやってみようということだと思っ
ていますが。今のものをさらにもっと強化しようとする、そこにやはり何らかの拘束力とか制裁とかという力を持たなきゃいけない。そうすると当然安保理という話が出てくると思うので、その辺の議論というのは今回例えばイスラエルの議論をするときには当然イランとかシリアの影響も絡んでいるんだろうと思うんですが。あるいは

(3) 保障措置、この辺で議論は全然されなかったのかどうか。差し支えがなければお話を伺いたいと思いますが。

(柳井補佐) 御指摘のとおりだと思います。非常にその辺難しい問題だと思います。安保理決議への言及というのはどの決議でも、どの安保理決議についてどこまで言及するかというのはいつも問題になるところであります。この保障措置協定につきましては、これは毎年この

包括的保障措置の締結をすべての国に求めるという部分についてはNPTの外にいる国については毎回これについては一応棄権するというスタンスがもう決まっているので、そこは最初から織り込み済みの形で文言のほうにも記述はしているので、このところは余り大きな問題になるところではないと思います。

他方、御指摘のとおり、さらに強化していくということになっていけば、最終的にはその安保理決議のあり方、IAEAとして保障措置の枠組みの中で何がどのようにできるかというところは今後もしっかり考えていかなければいけない、まさに御指摘の点重要だと思います。

(近藤委員長) 先ほど6番は原子力技術の説明で、いわゆる77各国グループとの調整ということをおっしゃったと思うんですけども、その彼らの主張するところと、それからいわばそれ以外の国の考え方のずれるところというのはどういうところなんですか。

(柳井補佐) すみません、直接私が担当している分野ではないんですけども、例えば、原子力発電をどのように位置付けるかというような文言の箇所について原発反対国とG77との交渉が行われるということです。それぞれの決議案について数か所、これも毎回同じ決議案をベースにしてやっていきますので、そこに新たに付け加えられた要素とかそういうところで原子力発電をどういうふうに位置づけていくのかと。それから、反対する国の考えも踏まえながらバランスを取りながら、交渉が行われていっているというように承知しております。

(近藤委員長) 分かりました。

あともう一つ。先ほど後で御紹介されたサイエンス・フォーラム、これについては御紹介のように今回は日本からは、国別で競争する必要は何もないんですけども、25人しゃべって日本人が1人、実は正確にいうと2人なんです、池田要氏がITERのプレゼンをしているんですが、これだけの原子力先進国というか経験を持っている国がこういうところでサイエンティフィックなプレゼンテーションを何もしていないというのはちょっと残念なことだといつも思っていました。去年は確か町さんが放射線利用の話がされた。毎年いなくてもいいじゃないかという議論もあるとは思いますが、先進国は大体毎年いるんですね。そういう意味ではちょっと、これは引き続きこの催しがなされるとすればもう少し講師の推薦とかそういうプロセスについて考えるべきだと思います。

それから会場にも250人いてその中に日本人が何人いるかという問題も、もちろんヨーロッパ人がほとんどであることは確かなんですが、しかしそれなりにNPOのグループが、

NGPのグループが来て発言しているのが通例なのに、私も全部を見ているわけではないんですが、漏れ聞くところによると、そういう状況の中で我が国は何とかできないのかなというふうには思う人が多いと。この辺り、何でもかでも外務省さんをお願いすると大変だなと思い、原産協会とも、そういういわゆる日本のNGO、NPOのグループの方々に少しそういうものを気配り、目配りをしていただくというのがあっていいのかなというふうに思っています。その辺はいかがでございましょうか。

(柳井補佐) これも御指摘のとおりだと思います。最終的に人繰りの関係等もございまして、残念ながら外務省で担当官として出席しましたのは私のみで、あとは他省庁さんも余り長く出ただけなかったというような事情があるんですが。このフォーラムにつきましては恐らく1ヶ月以上前に案内が来まして、外務省のほうから通常のルートで各省さんのほうに案内を差し上げました。それで実際に応募された人が何人かは代表部を通じて我々も把握しておりませんでしたし、実際にエヴァンス議長が行った報告を読みますと、非常に中身の濃い、いいフォーラムだったということが分かりましたので。毎年になるか隔年なのかちょっと分かりませんが、総会の機会に行われるこのようなイベントについては外務省のほうでも注意をして、各省さんと協力しまして、今近藤委員長におっしゃっていただいたように、原産協会であるとかNGO、NPOとか、そういったところからも支援もいただいて。事前に事務局のほうとも調整しまして、日本のプレゼンスというところもきちっと確保して、それで何らかの形で我々のほうでも報告ができるように考えていきたいと思っております。

(近藤委員長) ありがとうございます。

どうぞ。

(田中委員長代理) 今のサイエンス・フォーラムなど今後25年を展望してということで非常に重要な会議、フォーラムのような印象を持っているんですけども、議論の中身としてエネルギー需要のところではコストとか技術が議論されたということですけども、環境問題、地球温暖化問題については全然議論されていないのかということについて教えていただきたいことと。それから、食物の貢献ということが大事だと、農業、健康についてですが、食物というのはこれは具体的にはどういうことを指しているのかなということを知りたいです。

(柳井補佐) 私の手元にあるのはこの議長が行った報告なんですけれども、御指摘のとおり世界のエネルギー需要にあったというところはまさに温暖化、気候変動というところが一つの視点になっているようでございまして、その中で詳しく気候変動の問題がどういうふうに関

わってきたかというところはこの報告にはないんですけれども、恐らく各参加者のプレゼンテーションのほうを確認してみればまたそういった情報があるかもしれません。そういう情報がありましたら内閣府さんを通じてご提供させていただきたいと思います。

それから、食物のほうなんですけれども、これは農業、健康、それからフードというふうな形で入れ込まれております。例えばFAOなどの関連する国際機関、WHOなどが言及されており、こういったところとの連携と申しますか、そういったところの観点も含まれているようでございます。

これもちょっと詳細のものは報告のほうにも入ってきていませんので、あわせて情報があれば提供させていただきたいと思います。

(近藤委員長) 8割ぐらいはもう既にペーパーや資料がIAEAの総会サイトに上がっています。今のエネルギーのところもおっしゃるとおりで、例えばエチベルギジャバリさんがしゃべってますし、当然のことですが、地球環境問題にも触れています。ほとんどの講演のパワーポイント資料がありますから、是非ホームページを御覧になっていただければと思います。

それでは、よろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。

(柳井補佐) ありがとうございました。

(近藤委員長) では、次の議題いきます。

(2) 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉の設置変更（原子炉施設の変更）について（答申）

(黒木参事官) 次の議題は、日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉の設置変更について、答申でございます。答申の案は資料2-1号、2号となっており、資料2-2号は本年7月に保安院から諮問があった時の資料でございます。1枚開けていただきまして、1ページでございますように、本原子力発電所は東海第二発電所、BWRでございます。

変更項目(5) a、bに書いてございますように、a、第6給水加熱器の取替えに伴いまして、この加熱器などを保管する給水加熱器保管庫を設置する。bは淡水源を久慈川の水から県の工業用水へ切り替える。これに伴って記載の変更となる。さらに、なお書きのところでございますが、9×9燃料に係わる安全解析コードへの入力不適合に関連する添付書類の当該部分の修正を行うということでございます。

工事計画は保管庫設置に伴う工事の計画ということで、1年ぐらいの工事が予定している。

(7) が資金の額及び調達計画でございますが、保管庫設置工事に要する資金は3億円。資金は自己資金及び借入金により調達する計画であるということでございます。

それでは、答申のほうを読み上げさせていただきます。

(大塚主査) それでは、資料2-1の裏面を読み上げさせていただきます。

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉の設置変更（原子炉施設の変更）について（答申）

1. 法第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請については、

- ・ 原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・ 発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者又は我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において再処理を行うこととし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではないこと
- ・ 海外において再処理を行う場合、再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰り、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針を変更するものではないこと

から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする経済産業大臣の判断は妥当である。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請については、

- ・ 原子力発電を「基幹電源に位置付けて、着実に推進していくべき」とする原子力政策大綱の方針に沿ったものであること
- ・ 発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者又は我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において再処理を行うこととし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではなく、原子力政策大綱における我が国の核燃料サイクルに対する基本的考え方に沿ったものであること
- ・ 本原子炉の運転に伴い必要な核燃料物質については、長期購入契約等により計画的に確保するとしていること

- ・ 発生する放射性廃棄物については、原子力政策大綱における我が国の放射性廃棄物の処理・処分に対する基本的考え方に沿って適切に処理・処分するという方針を変更するものではないこと

から、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認められるとする経済産業大臣の判断は妥当である。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更に伴う工事に要する資金は、約3億円であり、自己資金及び借入金により調達する計画としている。本工事に要する今後の資金調達額は、日本原子力発電株式会社における毎年の総工事資金の調達実績から判断して、十分調達可能な範囲にあると認められることから、原子炉を設置変更するために必要な経理的基礎があるものと認められるとする経済産業大臣の判断は妥当である。

以上です。

（近藤委員長）本件いかがでございますか。

変更内容は給水加熱器の保管庫の設置工事。この給水加熱器の外したものの自体は一応放射性物質で汚染されたものという位置付けなんですね。

（黒木参事官）はい。

（近藤委員長）それから、淡水源の変更ということでございます。この資料には、一応私どもの責任にかかわるところについていわば問題無しとする説明を丁寧に書いてあるわけですが。

よろしゅうございますか。

それでは、このようなことで資料2-1号にのっって経済産業大臣に答申を差し上げることにいたします。

ありがとうございました。

では、次の議題。

（3）平成20年度原子力関係経費の見積りについて

（黒木参事官）次の議題は、平成20年度原子力関係経費の見積りについて、事務局のほうから御説明したいと思います。資料第3号でございます。

本件は概算要求につきまして関係省庁から原子力委員会ヒアリングを実施してきたところ

でございますが、これについて見積りを明らかにするものであります。

資料第3号の表書きに書いてますように、「20年度原子力関係経費の見積りについて」を別添のように定めるといふ原子力委員会決定の案でございます。

ページをめくっていただきまして、別添に案が添付しております。目次を見ていただきますと、はじめにの後、第1章で大綱に照らした平成20年度の概算要求についてということで、第1節に大綱に照らした20年度の取組、第2節に概算要求額の詳細表を添付してございます。次に、第2章のほうに「基本方針」の特に重点的に取り組むべき事項などへの対応に対する評価ということを記載してございまして。第3章に全体評価という形になっております。

ちなみに、昨年度にまとめたものより変更がございましたのは、昨年は評価をはじめにの部分で書いてございましたが、これが後ろのほうにいて全体評価というところに書いたところでございます。

次のページにははじめにというタイトルでございます。一番下のパラ、「以下では」というところに先ほどの目次で説明したことを書いております、

次のページを開けていきまして、第1章であります。もう1ページ開けていただきまして、1-1に第1章の大綱に照らした20年度の予算要求についてということで、第1節が平成20年の取組が書いてございます。ここでは大綱の施策分野ごとに大綱の概要を書いて、それぞれ関係府省の主な予算要求での20年度の取組を記載してございます。

1-1は安全対策でございます。1-1のページの下の方は大綱の概要を記載しているスタイルになっておりまして、1-2のページの下の方から平成20年度の取組を書いております。ちなみにここでは◎と○と2種類ございますが、これは1-4のところに注書きで書いております。1-4の一番上ですが、◎が「基本方針」に示す特に重点的に取り組むべき事項などに対応する取組、○はその他の取組でございます。

1-2ページのところ1点修正がございまして。1-2ページの一番下ですけれども、一番下に地震のことが書いてあります。「大規模地震による火災等の発生も考慮し、原子力施設等における災害時に有効に対処するため、地方公共団体が行う消防防災対策について調査・研究し、指導を行い、原子力施設の自衛消防組織及び消防機関の対処能力の向上を図る。

(総務省)」でございますが、これ実は内容が新潟地震への対応ということで記載しているものでございまして、今年の6月に定めた原子力委員会の「基本方針」の時はまだ新潟地震は起きてなかったのですが、その後コンソーシアリング行った後概算要求に向けての原子力

委員会の見解の紙を出していただいた。その中で新潟地震対応については安全委員会、原子力委員会の見解に沿った対応をしっかりと実施すべきであるというふうにしておりますので、この1-2の一番下の丸は◎に書き換えていただければと思います。

また、第1章はずっと省略させていただきまして、そのお尻のほうに概算要求の金額載っておりますが、第2章でございます。真ん中辺に第2章ということで、「基本方針」に特に重点的に取り組むべき事項及び着実に取り組むべき事項等への対応に対する評価ということで、2-1から具体的な内容が書いてございます。Aが2-1ページの安全の確保の充実に向けた対応でございます。①が検査手法の高度化等の安全対策について。②が原子力発電所、研究開発施設等における耐震対策でございます。

ここでまたもう1点修正でございますが、②の括弧書きに「内閣府、文科省、経産省」と書いてますが、内閣府のあとに総務省を加えていただければと思います。大変失礼しました。以上2点同じ項目ですが、ここについて訂正です。

2-1ページ一番下③が安全研究の推進。2-2ページ、Bとして国民、立地地域社会との相互理解や地域共生の充実ということで。①が広聴・広報活動の効果的・効率的推進。②がエネルギー教育の支援の充実。③が電源立地地域対策交付金制度の改良・改善。

Cが、放射性廃棄物対策の着実な推進ということで、①が国民との相互理解促進に向けた活動の一層の充実。②が高レベル放射性廃棄物等の地層処分の実現に向けた基盤的な研究開発等の計画的推進。③がR I・研究所等廃棄物等の処分についての環境の整備。

Dが、原子力発電及び核燃料サイクルの戦略的推進。①が次世代軽水炉の研究開発の計画的推進。②が新型遠心分離機の開発促進。③が高速増殖炉サイクルの実用化に向けた取組の計画的推進。④がウラン資源確保を目的とする民間事業への支援の充実。⑤が設備利用率の向上や定格出力の上昇への取組。⑥が軽水炉のサイクル技術の高度化。

Eが、放射線利用技術の普及等でございます。①が放射線利用、普及のための国民との相互理解。②が食品照射の取組の推進。③が放射線医療の専門家の育成、確保。④が放射線医療分野の専門家の育成。⑤が放射線利用技術活用のための環境整備。

Fが、国際社会への対応の充実ということで。①が我が国の参加を促進するための環境整備と、原子力発電導入国の基盤整備。②が我が国の情報発信活動の充実。③が国際機関における活動への積極的参加。④がG I F等を通じた国際協力の推進。⑤がセキュリティの維持・強化、I A E Aなど関係国との連携・協力。

Gが、将来に向けて原子力分野における科学技術の推進と人材の確保ということで、①が

基礎的・基盤的研究開発の推進。②がITER計画のようなものの計画的推進。③が我が国の原子力分野における人材の育成等。④が大型の研究施設・設備等の民間等への供用。

ということで、特に予算に応じた対応がなされているということに記載してございます。

最後に、第3章でございます。3-1ページに全体評価ということで書いています。平成20年度において概算要求されている関係府省の各施策は、第1章で大綱に沿っているということ、第2章に記載しているように「基本方針」や当初ヒアリングの後に策定した「概算要求に向けて」という文章に適切に対応していると判断できることから、原子力委員会は、妥当であると考えるところで結論づけています。

以上の見積り文書の委員会決定について御審議いただければと思います。

(近藤委員長) はい、ありがとうございます。

ただいま御説明のとおり決定することはいかがでございましょうか。今日の一番の決めは3-1のような全体評価とする、こういうことでいいという判断をするということですが。この席で、何回かお諮りしてきたことにしたがって、整理してみるとそういえると思いたが。

よろしゅうございますか。

それでは、そのようなことでこれを見積りについての我々の意見とすることに決定させていただきます。

ありがとうございます。

なお、ご承知のように世の中どんどん動いていますね。先ほどの核セキュリティの問題とか、それからごく最近の話題では濃縮について、GE日立グループがレーザー技術の実証活動を始めるということで、ここで新型遠心分離機などといって頑張っているのですけれども、置き去りにされる可能性についてのリスク管理も必要になりますね。

(伊藤委員) 我が国はやめちゃいましたけれども、レーザーを。

(近藤委員長) 日本がやめて数年したら、ビジネスにすることに挑戦する人があらわれるという、これが科学技術研究のやっかいさのひとつの姿なわけですが。タイムリーにリスク取りをしていかなきゃならないという感じはします。我が国としてはとりあえずはこういうことでよいと思いますが、将来、展望を見直すことを予定していた方がいいですね。

先ほどIAEAの総会の御紹介があったわけですが。燃料供給保証の問題についての御紹介はなかったわけですが。それについても今濃縮を中心に様々なプレイヤーが様々な活動をして、多分今日8日ですか、ドイツのスタインマイヤー外相はドイツで関係者を集め

て彼らの構想に従った供給保証のシステムについて議論する国際会議を開催しているという
そういう状況の中で、濃縮技術はキーテクノロジーになっているということがあるわけで、
そういうものの健全性、国内に健全なそういうものがあるということは我が国の発言権を確
保していくのに非常に重要だと思しますので。十分産業界の意見も聞きながら進めていくべ
きだなという感想を持ちますけれども。

伊藤さん、何か。

(伊藤委員) 本当にそのとおりだと思います。今お話がありましたように、アメリカは今アメ
リカのDOE開発の巨大な遠心機と、それからウレンコとの共同出資のウレンコ型の遠心機、
そして今お話があったレーザー濃縮という驚くべき、驚くべきじゃないのかもしれませんが、
我々の感覚からすると非常に「おお」と思うようなことが先に進んでいるようにみえますが、
日本も是非取り残されないようにということと同時に、日本のセキュリティとしてもやはり
日本独自のものを持っているということがこれから国際協力の中で日本としての地位を保っ
ていく上でも非常に大事。セキュリティと同時に大事と、委員長言われるとおり大事な話で
はないかなと、改めてそんな印象を持ちます。

(近藤委員長) それでは、次の議題にいきましょうか。

(4) 近藤原子力委員会委員長の海外出張報告について

(黒木参事官) 次に議題になります、近藤原子力委員会委員長の海外出張報告でございます。
資料第4号で事務局から御説明いたします。

1番目、渡航の目的ですが、ワシントンで開催されます米テネシー大学ハワード・ベイカー
センターが主催する「世界と米国のエネルギー政策における原子力発電の役割」に関する
会議に出席し、委員長より招待講演を行わせていただき、関係の要人とも意見交換を行って
いただいております。

出張日程でございますが、2日にワシントンに入り、3日が最初の日で、主に世界との関
係が議論された日に招待講演を行わせていただきました。それから、4日は国内問題につい
ての議論があった日でございます。5日、ワシントンを出発していただいたということでご
ざいます。

3に結果概要が書いてあります。(1)がセンター主催の会議であります。第2パラに書
いてございますように、会議の初日は国際社会における原子力を巡る政策課題についての議

論でございます。ベーカー前駐日大使の開会の挨拶に続きまして、米議会関係者から世界でのエネルギー需要が高まる中で気候変動への対応が喫緊の課題であって、原子力が一翼を担うことが期待されているということ。これに対応するために合理的規制制度の整備や廃棄物処分等の原子力発電事業の環境の整備はもとより、核不拡散や核テロ対策などの政策課題に対しても反映していくことが重要という御説明でした。

これに続きまして委員長の講演がございました。委員長のほうからは、安倍前総理が提唱いたしました「美しい星50」において地球温暖化対策の観点から原子力に対して大きな期待が寄せられているということ。また、原子力が人類の持続可能な発展を支える有力な技術の一つであることについて公衆との間で相互理解を深める活動を継続することや、その支えとなるよう発電システム競争力の維持向上、リスク管理活動を通じての改良改善活動が重要というお話をしています。

その上で、我が国の原子力政策については、短・中・長期の観点から重要な取組として、短期については廃棄物の処分事業の実現に向けての取組や、新潟県の地震に対する対応。それから中期については、次世代軽水炉の研究開発。長期としてFBRサイクル技術の実用化研究開発が重要という説明をしております。この取組に当たって、平和目的の限定、国民への理解、国際貢献、核不拡散体制の強化等々が重要だというお話をし、最後に、米国の提唱したGNEPに参加しているのもこれが日本の活動に大きく寄与できると判断しているからであるというお話をしています。

続きまして、フランスのビュガ原子力長官の講演でございます。ビュガ長官、「原子力エネルギー拡大に向けた責任ある対応」と題しまして、先進的な核燃料サイクル技術の開発を通じ、廃棄物の量を減らし、処分の簡素化を図ることが重要であると。また、国際的にも公衆の原子力に関する理解を増進させることや公共政策の観点から原子力の利用についての取組が必要であるというお話をし、議論がなされてございます。

上記の2つの講演の後、我が国の廃棄物処分施設立地活動の改善や、それからGNEPでこれからの挑戦に関することの是非などについて意見交換が行われています。

その日の午後でございますが、グリーンピースの創設者の一人でありますムーア氏の講演と、これに対するフェッターメリーランド大学教授のコメントがございました。ここでは、原子力発電をベースロードの一つとするということは必要不可欠だと。市場の選択に任せられるような公正な競争条件を用意するということが重要だというお話があり、意見交換が行われております。

続いて、スタンフォード大学教授のロスウェル氏が高速炉が建設されて高速炉サイクルが回っている段階で経済的に魅力あるようなGNEPのシステムができて、再処理をしていないような国が再処理などしないで済む条件を整備することがGNEPの今後の課題であるといったしまして経済分析の結果を示し、これに対して、核不拡散政策の専門家であるブラウン、ポネマン両氏からは、GNEPは不拡散にかかわる取組を受益国と共同決定する場として機能させるべきだとの見解が披露され、意見交換が行われております。

初日の最後に、前の米国国務省次官・核不拡散担当局長のジョセフ氏が核テロ行為についてその抑止が現在世界が直面する最大の課題であるというお話をした上で、米露の提唱による核テロイニシアティブや、グローバル脅威低減イニシアティブ等々についてその内容を要約し、最後にGNEPと米露核エネルギー・核不拡散共同行動宣言の関係についての説明をさせていただきます。ちなみに、GNEPというのは共通的な観点からの取組であるということ。それから、米露イニシアティブの後者のほうについては短・中期的な取組推進を図るものであるという意図表明が、意図しているという解説が行われています。

2日目でありますけれども、2日目では米政府関係者の講演と質疑討論ございました。最初にDOEののスパージョン次官補よりGNEPの話がございまして、参加国は次第に増えているという説明がございました。

次いで、米原子力規制委員会、NRCのクライン委員長より先週新規原発の建設運転認可(COL)申請があったということ。今後続けて20ほどの申請が見込まれ、NRCとしては厳正な審査を行うというお話がございました。その上で、今後の課題としてNRC職員を含む原子力関係者の大量の退職の問題があるということ、また各国の規制機関が強調して新型炉の安全規制に関して共通アプローチを開発していくことなどについての課題の紹介がございました。

それに続きまして、DOEのボドマン長官のよりのお話でございます。4ページであります。先般のエネルギー政策法に規定されている政府支援策である新しいエネルギー技術導入に係る債務保証プログラムの最終ルールが固まったという紹介。それから、その前の週、政府リスク補償制度について手続きの一つを公表したという紹介などがございました。米国としては原子力エネルギー拡大におけるリーダーとなるというお話がありまして、その上でGNEPについてこれを進めていくという表明がございました。

ボドマン長官のお話の後に次いで、金融界からの報告としては、新しい原子力発電所を新設するという、この本格化については2010年頃になるということ。それから、原子力世

論は主として親近感によるとする世論調査の専門家からの報告などなどがございました。

締めくくりに行われた米国の電力会社経営陣が参加するパネル討論では、その経営面での意見交換がなされています。一方、原子力機器供給者の参加するパネル討論におきましては、機器製造にかかわる事項などについての意見交換や人材供給に関するお話が述べられたということでもあります。

(2) が関係者との意見交換であります。委員長はフランスのビュガ長官とはGNEPの枠組における高速炉研究開発の進め方について今後意見交換を密にしていくべきという認識を共有しております。また、ボドマン長官、スパージョン次官補よりGNEPでの日本の対応を感謝するというお話がございました。さらにDOEの上級顧問のリースさんから、日米作業部会の立ち上げを歓迎し、今後の活動に期待するという意見で一致しております。

以上であります。

(近藤委員長) はい、どうもありがとうございました。

何か御質問ございましょうか。

伊藤委員。

(伊藤委員) 非常に今の問題、広範な議論がされ意見交換が交わされて大変有益な印象を受けました。まず第一に一つ目として、これはクローズドで、議事録には一切出てこないのかどうかということ。

それから2つ目は、この2ページが一番下のところですが、スタンフォード大学講師のロスウェル氏の言葉の中に、GNEPの課題を軽水炉よりコストがかさむ高速増殖炉が建設され、濃縮することに経済的魅力を感じずということ。それから、核兵器保有国と日本以外が再処理をしないで済む条件を整備することとし、その次です、これらの条件に関する経済分析の結果を示すと。こういうことで後はどういう体制なのかちょっとよく分らんですが、受益国とサプライの共同の共有の利益があるようにそのような体制をすべしというふうに読めるんですが。

この経済分析の結果というのはこういう前提を満たしてもなお今後のウランの、あるいは燃料の逼迫だとか化石燃料の逼迫だとか、あるいはCO₂に対するウラン経済効果なのかいろいろ考えると、こういうふうにしても経済効果はあって進めるべきだということなのかどうか。

その2点お伺いしたいんですけども。

(近藤委員長) まず、この会議はクローズドの会議。クローズドの会議ですけども、政府高

官はしゃべったものをどこかでホームページに出しますので既にボドマンさんのDOEのホームページ、私のも多分今日辺りホームページに出るんだと思います。長官は記者もつれてくる。そういうところはあるんですけども、討議は非公開です。ですから、公開できないことはここには書いていません。

それから、ご指摘の2ページの下からの文章は、2つ、3つの講演をまとめて書いてますので。まずロスウェルは経済分析の結果を示すと。つまりこういうGNEPを経済の観点から整理するとこうなるよ、いうことを言った。そうするとそれに対してラリーブラウンとかポネマン、彼はスクロフトグループのチーフアナリストですけども、彼は核不拡散のプロですから、いやいや、金の問題じゃないよと、それだけではうまくいかないんで、むしろ、GNEPもアメリカ人の理解は、核保有国の責任論なんですね。つまりNPT上の権利制限とは明示的に言わないけれども、結局よりいい世界をつくるというときに核保有国プラス1、日本が入るんですけども、責任があるだろうと。ですから、そのところについてベネフィシュアリーとか受益国が納得する仕組みじゃないとしょうがないんじゃないのということで、そこでベネフィシュアリーとの共同決定する場としてGNEPを使おうと、そういうことを言っている。

ロスウェルは経済学者ですからもっぱら経済的に見ると、例えばウランの値段はどんどん上がってしまうと、濃縮ウランを国内で生産することがスケールメリットが小さいから小さな規模の発電国は自分の国でやる必要はないよという、市場原理で動くとなればそうなるはずのところ、大差ないやということになるよと。濃縮にかかわる規模の経済というのは差別化のとか、そういう差別化の原理にならないよと。ウランの値段が例えば200ドルにもなったら濃縮のスケールメリットによる選択、非選択ということにはならないねという分析を示したのですね。

ですから、それぞれみんな勝手なことを言ってるわけです。経済学者はそういう厳しいところを。確かに。

(伊藤委員) つまりこれあれです、これ一人の人が連続して言ったんじゃないで……

(近藤委員長) ですから、2番目はブラウンとポネマンの意見です。

(伊藤委員) はい、分かりました。

(近藤委員長) 他に。

(田中委員長代理) 2ページのところでビュガさんの報告に関して、過去に高速炉開発に失敗したのにGNEPで再びこれに挑戦することの是非という、この是非論はどういう観点で行

われたのでしょうか。

(近藤委員長) アメリカですからこういう時には著名な原子力批判派も呼んでます。コ克蘭さん、御存知だと思いますけれども。日本の核燃料サイクルに経済合理性なしと一生懸命いつている人で、アメリカでも著名な批判派です。司会は心得ていて、講演終わったら最初にコプランさん、どうぞと。批判派にまず最初にしゃべらせる。そういうなかでのやりとりです。

彼は長年にわたる世界の主要国、主要大国が1970年代から始めた高速増殖炉研究開発がことごとく失敗したじゃないかと。スーパーフェニックスはとめられたし、フェニックスの稼働率はいくらで、SNR300は臨界直前に廃止されて、今は博物館になって利益がでているのは参考になるとか、あるいはもんじゅの稼働率はいくらだとかそういうことを言う。そういう失敗がたくさんあるのに、なんでこれからまた高速増殖炉を開発するようなことするのかと、失敗が運命づけられていると思うがと。

こっちは、そこで、もちろんMOX利用は経済性が悪いわけで、ビュガさんは6%とかいったけれども、日本の場合は10%くらい発電コストかさむけれども、大綱の策定会議でこういう議論で総合判断としてこうしたんですよということを言う。そういう意見交換する。

高レベル廃棄物の処分場どうするの、先行き真っ暗じゃないのと、東洋町の件は、新聞で海外に伝わってますから、そういう質問が会場からくるわけです。そこで、原子力委員会はこういうプロポーザルをしているところですよという。

そうすると、高速炉については、もともと政府は成功確率が高い研究開発やっちゃいかんのであるから、プロジェクトが失敗したという批判は偏ったものの見方だという発言が会場から出てくる。

高速炉について、今回、スパージョンが強調したのは300年で廃棄物の潜在有害度が天然ウラン、鉱石並みになることは人々との間に良好な関係を作るのにも非常に効果的であると、これは20世紀の高速炉開発ではなかったこと。こういう非常に新しいミッションを掲げてより良い原子力技術を目指して公共投資していくことには合理性があるんじゃないかとリラックスして話していましたね。。

日本の会議は余り批判派入れてやらないんだけど、ここでは当たり前なのです。

どうぞ。

(伊藤委員) これ委員長にお聞きするのが適切かどうか。イギリスですけどもね、これは相変わらず出てないんですよ。イギリス、非常に例の出し直したコンサルテーションあるい

はエネルギーホワイトペーパーの2007の中でも原子力に対しては政府は非常に前向きな取組姿勢を示しているんです。2020年までには間に合わないけれども、いずれにしてもそれ以降化石燃料、例えば石炭のCCSの技術あるいは発電設備のリニューアル等々の不確実性を考慮し、あるいは原子力の技術の不確実性を考慮してもなお、向こう二、三十年すれば原子力ないということはイギリスの国益を損なうというような非常に前向きな姿勢を示しているにもかかわらずGNEPはオブザーバー、今回は出てないので。この辺は何か議論があったか、あるいはそんなことは知らんという形だったのか、お伺いしたいと思います。

(近藤委員長) 確かにイギリスは呼ばれてなかったですが、一つには御承知のように今そういうコンサルテーションプロセスということで、これはまさに政策決定過程ですから、その結果としていろいろ世に言われていることがそのとおりになるかどうか、それが政策として定められるかどうかはこれからにかかっているのです。GNEPについてもオブザーバーで来ておられるわけですが、何らかの方針を述べることはできないので、そういう人をお呼びしても申し訳ないということでお呼びしないんだと思います。

今回、期待をしていたのはキリエンコのプレゼンを期待していたんですけども、彼が来なかったのが誰か、プロピタか誰かがその代わりにロシアのことについて分析をしていました。

イギリスがそういう意味の政策決定をすればそれは当然そういう方も来ていただいてお考えを伺うということも適切なのかなというふうに思います。

(伊藤委員) 呼んでなかった。

(近藤委員長) はい、いま会議をやるとしたら、我々としても呼ばないと思いますね。個人の意見をきくだけになりますからね。 よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、次の議題にいきましょうか。

(5) その他

(黒木参事官) その他の議題でございます。資料は第5号で配布しておりますが、プレスリリースして原子力委員会「市民参加懇談会 in 横浜」の参加者募集を出しております。10月21日月曜日の午後、テーマは、～原子力、知りたい情報は届いていますか～「新潟県中越沖地震に学ぶ」ということで、場所は横浜新都市ホール、そごうの9階になります。多くの

関係者を集めて御意見を、それから会場からの御意見を聞くような形で企画しております。

その他の議題は以上であります。

(近藤委員長) ありがとうございました。御意見発表者がそろってきて楽しい会議になると思います。

それでは、ありがとうございました。他に何か。

委員の先生方は何か。よろしゅうございますか。

それでは、今日は終わります。次回予定。

(黒木参事官) 次回42回の会議でございますが、10月16日火曜日、10時半から、場所はこの643会議室でございます。

(近藤委員長) ありがとうございました。

それでは、今日はこれで終わります。

—了—